

育児援助・家事援助 ヘルパーを派遣します



出産前後、体調が不十分で、親族などの支援がなく、育児や家事をすることが困難な家庭にヘルパーを派遣します。妊娠6か月から申請ができます。

▽対象（条件があります）

出産予定日の2か月前から、生後6か月以内の乳児のいる家庭で、親族などの支援がなく、保護者の健康状況が不十分であるなど、日常生活に支障をきたしている家庭。

▽実施日時

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前9時から午後5時30分までの中で、1日1回まで。1時間を超える利用の場合30分単位で、1回2時間以内。1家庭につき30回まで。

▽実施場所 利用者の自宅

▽実施内容 次の内容のうち、利用者の申請にもとづき、市が認めた内容

○育児援助…授乳、おむつ交換、沐浴補助ほか、育児に関して日常的に行う必要があるもの

○家事援助…食事の準備及び後片付け、住居の掃除及び整理整頓、衣類の洗濯及び補修、生活必需品の買物、保育所等への送迎の付添い、その他、家事のうち日常的に行う必要があるもの

＜注意＞草むしりやペットの世話、特別な手間をかけて行う調理や大掃除など、援助として行わなくても、**日常生活を営むのに支障が生じないと考えられる行為は、対象外です。**

▽利用料

○1時間あたり400円（所得により減免制度があります。）

○援助が終わったあと、事業者の指定の方法により、必ず利用料を支払ってください。

*「30分あたりの利用料」は、1時間を超える利用の場合に適用されます。

区分	1時間あたり利用料	*30分あたり利用料
市民税所得割課税世帯	400円	200円
市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	200円	100円
市民税非課税世帯（ひとり親家庭を除く。）	100円	50円
生活保護世帯及び市民税非課税世帯（ひとり親家庭に限る。）	0円	0円

▽申込

利用申請書に必要事項を記入し、下記窓口に提出してください。（各窓口に、利用申請書を用意しています。）

申込み窓口	住所
こども部子育て支援課	池田西町28番22号 保健福祉センター4階
子育て世代包括支援センター（SKIP）	池田西町28番22号 保健福祉センター2階 錦町8番13号 子育てリフレッシュ館内
こどもセンター	八坂町28番13号
たんぽぽ保育所 子育て支援センター	打上南町2番1号

・利用申請書は、市ホームページからダウンロードできます。また次の場所にも設置していますので、ご利用ください。各子育て支援センター、各つどいの広場、市民情報コーナー、各ステーション、堀溝サービス窓口。

▽注意事項

○援助予定日に、都合が悪くなった場合は、必ず、事業者に電話で相談してください。援助者が訪問した場合において、利用申請者が不在等で援助を実施できなかったときでも、利用申請者は1時間分の利用料に相当する金額を支払わなければなりません。

○支援当日には、利用申請者が必ず在宅してください。このサービスは、利用者と乳児が一緒にいる自宅で行います。ヘルパーと乳児だけの留守番等はできません。

○哺乳瓶、おむつ、沐浴時のタオルや、調理道具、掃除道具など、援助にあたっては、利用者の家にあるものを使います。

問い合わせ・申込先 寝屋川市こども部子育て支援課 (母子保健担当)

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号 市立保健福祉センター4階

TEL:072-838-0374 内線3682 E-mail: kosodate@city.neyagawa.osaka.jp

